

入札説明書

野洲市の「野洲市役所等電力調達」に係る入札公告(物品供給)に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成 27 年 9 月 10 日 (木)

2. 契約担当者等

野洲市長 山仲 善彰

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1

3. 調達内容

(1) 調達の種類

野洲市役所ほか 1 施設で使用する電力

(2) 調達の時期

平成 28 年 2 月 1 日 0 時から平成 29 年 1 月 31 日 24 時まで

(地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約)

(3) 調達場所

滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1 野洲市役所

滋賀県野洲市西河原 2400 番地 北部合同庁舎 (防災コミセン棟除く。)

(4) 調達の特質等

別添仕様書のとおり

4 入札参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者で、一般競争入札参加資格審査においてその資格があると認められた者とする。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 申請書の提出期間の最終日から入札の日までの期間に、野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(3) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオの要件に該当する者でないこと。

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

オ 銀行取引停止処分がなされている者

- (4) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び都道府県税を滞納していない者であること。ただし、支店等に委任する場合は、支店等所在地の都道府県税を滞納していない者であること。
- (5) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 3 条第 1 項の規定により一般電気事業の許可を受けている者（以下「一般電気事業者」という。）又は同法第 16 条の 2 第 1 項の規定により特定規模電気事業の届けをした者（以下「特定規模電気事業者」という。）であること。
- (6) 特定規模電気事業者にあつては、入札に参加しようとする調達施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。
- (7) 公告日において、官公庁が発注した電力供給業務を 12 カ月以上継続して履行した、又は履行する予定（契約済み）の者であること。
- (8) 調達物件を所定の場所に納品することができる者であること。また、事故発生時緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。
- (9) 野洲市暴力団排除条例第 6 条より、次のアからカの要件に該当するものでないこと。
 - ア 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

5 一般競争入札参加資格審査の手続

(1) 提出書類

入札に参加しようとする者は次に掲げる書類を提出し、審査を受けなければならない。

また、申請期限までに申請書類を提出できない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加できないものとする。

- ア 一般競争入札参加資格審査申請書（様式1）
- イ 業務履行実績調書（様式2）
- ウ 一般電気事業者の場合は、経済産業大臣の許可書の写し、特定規模電気事業者の場合は、届出書の写し
- エ 使用印鑑届（様式3）
- オ 委任状（様式4）※本社から受任する場合
- カ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）申請日において発行後3カ月以内のもの（写し可）
- キ 都道府県税納税証明書（未納がないことの証明書）申請日において発行後3カ月以内のもの（写し可）※本社から受任する場合は、受任地の証明書とする。
- ク 国税（法人税、消費税及び地方消費税）につき未納がないことの証明書（その3の3）。申請日において発行後3カ月以内のもの（写し可）
- ケ 印鑑証明書（写し可、申請日において発行後3カ月以内のもの）
- コ 誓約書（野洲市暴力団排除条例関連、代表者印（実印）を押印）
- サ 会社役員名簿（野洲市暴力団排除条例関連）

※平成27年度野洲市物品供給・役務提供業者一覧に登載されている者は、上記エからサまでの書類の提出を省略することができる。

(2) 一般競争入札参加資格審査申請書及び添付書類の提出期間及び提出場所

- ア 提出期間：平成27年9月10日（木）から平成27年9月24日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。郵送の場合は、平成27年9月24日（木）午後5時必着とする。）
- イ 提出方法：持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は封筒に「一般競争入札参加資格審査申請書在中」と朱書きし、配達記録で郵送すること。
- ウ 提出場所：〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1
野洲市総務部総務課契約管財担当（野洲市役所本館2階）
電話 077-587-6038(直通)

(3) 一般競争入札参加資格審査結果通知

入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は書面で平成27年9月29日（火）に郵送により通知する。

(4) 一般競争入札参加資格審査結果の取り消し

市長は、入札参加資格があると認めた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、5（3）による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

- ア 入札参加資格があると認めた者が、入札日時までに4に規定する入札参加者の資

格を喪失したとき

- イ アに掲げるもののほか、本件入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき
- ウ その他市長が特に入札に参加させることが不相当であると認めたとき

6 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、野洲市長に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(様式は任意)により説明を求めることができる。
 - ア 提出期限：平成 27 年 10 月 5 日(月)午後 4 時 00 分
 - イ 提出方法：直接持参すること。その他の方法は認めない。
 - ウ 提出先：上記 5 (2) ウに同じ。
- (2) 野洲市長は、説明を求められたときは、平成 27 年 10 月 8 日(木)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 現場説明会

現場説明会は行わないものとする。

8 質問及び回答

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合は、次に定めるところにより受け付けるものとする。
 - ア 受付期間：平成 27 年 9 月 29 日(火)から 10 月 2 日(金)午後 5 時まで
 - イ 提出方法：質問の内容を簡潔にまとめ、質問書(様式 8)により電子メールで提出すること。また、必ず着信したことを確認すること。
 - ウ 提出先：野洲市総務部総務課契約管財担当
電子メール soumu@city.yasu.lg.jp
- (2) 回答については、平成 27 年 10 月 9 日(金)野洲市ホームページで公表する。

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金
免除する。

10 入札に係る事項

(1) 入札日時等

- ア 日時：平成 27 年 10 月 15 日(木) 午後 1 時 30 分~~から~~
- イ 場所：野洲市小篠原 2100 番地 1
野洲市役所 本館 2 階 庁議室

(2) 入札方法等

- ア 野洲市長の入札参加資格があることが確認された旨の一般競争入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。
- イ 入札書は、直接持参すること。郵送又は電送(ファクシミリ)による入札は認めない。また、入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。
- ウ 代理人をして入札させる場合は、委任状(様式7)を提出すること。
なお、この場合、入札書の氏名及び押印は代理人となる。
- エ 契約の締結は、単価契約(税込み)により行うので、入札に当っては、基本料金、月別の電力量料金などの契約単価を設定することを条件とする。
- オ 入札金額は、消費税及び地方消費税額を加算した単価で積算した予定総額(税込み)を入札書に記載すること。
落札の決定は、上記(6)による単価に基づいて算定された、契約期間(1年間分)に係る電気料金(基本料金と電力量料金の合計)の予定総額の比較によって行う。
なお、この額には電力の供給に必要な一切の諸費用を含めることとする。
(燃料調整費、再生可能エネルギー発電促進賦課金は別とする。)
- カ 契約単価は、落札者の入札金額(入札書積算内訳書に記載された単価)とする。
- キ 入札者は、入札書に記載した金額の積算内訳書を入札書に添えて提出すること。
積算内訳は、入札書積算内訳書(様式6)に記入のこと。ただし、当様式に積算の内訳を記載できない場合は、当様式をもとに任意様式で作成すること。
- ク 予定価格に達しない場合は、再度入札の2回と合わせ3回までとする。
- ケ 入札件名を記載した封筒は省略する。
- コ この入札の公告に定める入札手続、入札に関する条件等を十分承知の上入札すること。

11 落札者の決定方法

- (1) 野洲市契約規則(平成16年野洲市規則第55号)第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上である場合はくじによって落札者を決定することとし、この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者はくじを引くことを辞退することができないものとする。

12 入札の無効

- (1) 入札者又はその代理人が当該入札において2通以上した入札
- (2) この入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2者以上の入札者の代理

をした者の入札

- (3) 入札参加資格のない者のした入札。
- (4) 委任状を提出しない代理人のした入札。
- (5) 入札金額を加除訂正した入札。
- (6) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札。
- (7) 談合その他不正な行為があったと認められる入札。
- (8) その他申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにその他入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、野洲市長により入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に於いて上記2に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当する。

13 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により、入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。

また、入札者の連合の疑い、不正不穏行動等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。

これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

14 その他注意事項

- (1) この入札による契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約とし、契約を締結した翌年度において、当該契約に係る本市の歳出予算の減額又は削除があったときは、当該契約を変更し、又は解除することがある。
- (2) 入札参加資格のある者で入札を辞退する者は、入札の期間前においては辞退届を提出すること。
- (3) 入札者は、入札後、入札説明書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。

15 支払条件

月払とする。

16 契約

- (1) 契約条項は、契約書（案）によるものとする。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

~~17 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項~~

~~天災その他やむを得ない理由により、入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。~~

~~また、入札者の連合の疑い、不正不穏行動等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。~~

~~これらの場合における損害は、入札者の負担とする。~~